

# 被災代替住宅用地の特例

## 特例のあらまし

被災住宅用地に代わる土地(被災代替土地)を平成 23 年 3 月 11 日から令和 11 年 3 月 31 日まで(被災家屋の所在地が福島県以外の場合、令和 9 年 3 月 31 日まで)の間に新たに取得した場合、被災住宅用地の面積分までを住宅用地とみなして、取得後最大 3 年度分の固定資産税・都市計画税を軽減します。

なお、被災住宅用地の特例と被災代替住宅用地の特例を併用することができます。

## 対象となる方

- 1) 被災住宅用地を所有している方(共有されている方も対象となります)
- 2) 被災住宅用地を相続した方
- 3) 三親等内の親族で、被災代替土地に建築される家屋に被災住宅用地を所有している方と同居予定の方
- 4) 法人の場合…被災住宅用地を所有している法人が合併により消滅した際は、合併後の存続法人、または新規設立法人  
被災住宅用地を所有している法人が分割した際は、その分割により資産及び負債を引き継いだ法人

## 申請に必要なもの

被災住宅用地の所在	用意するもの	
市内		
○	○	印鑑
	○	罹災(被災)証明書
	○	平成 23 年度の固定資産税名寄帳
○	○	新たに取得した土地の登記事項証明書
○	○	住宅予定用地であることの申立書
<b>次の欄は当てはまる場合に必要です</b>		
要件	用意するもの	
福島市内に住所を有していない方	運転免許証など本人の確認ができるもの	
被災した住宅用地を相続した方	戸籍謄本など相続関係がわかるもの	
被災代替地を取得したのが三親等以内の方	戸籍謄本など親族関係がわかるもの、同居予定の申立書	
被災代替地を取得したのが法人の場合	法人の登記事項証明書	

